



Internet Content Safety Association

一般社団法人 インターネットコンテンツ セーフティ協会活動概要

～児童ポルノ画像の流通・
閲覧防止に向けた民間の自
主的な取組～

インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）について

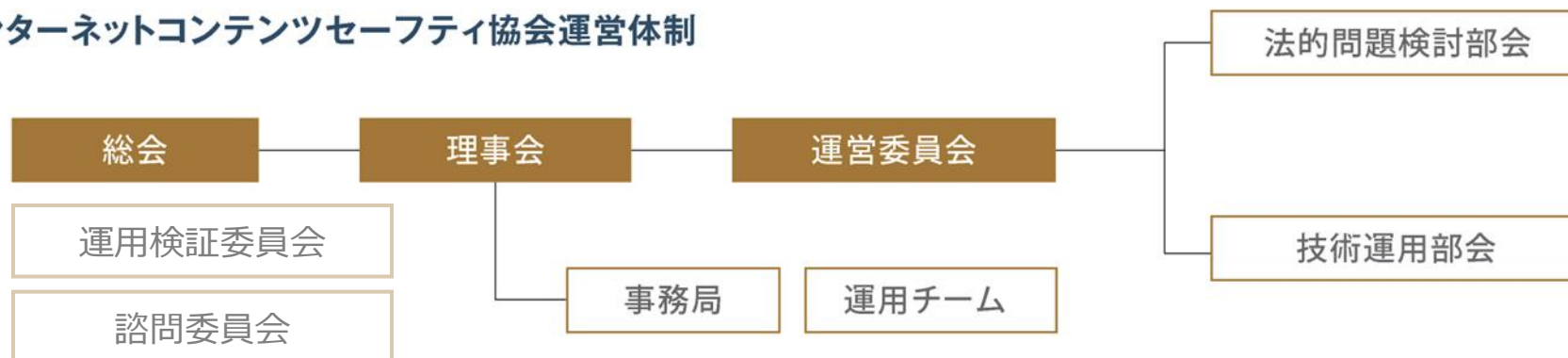
一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会は、プロバイダ・検索事業者・フィルタリング事業者を中心とし、2011年3月3日に発足した団体です。

主な取り組み

当団体はこれらの取り組みを通して安全なインターネット環境の実現に寄与することを目的としています。

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成・管理。
- リストに沿ったブロッキングの実施。
- インターネットを通じた違法コンテンツの流通を防止するために
民間事業者等が講じる各種取り組みの支援。

インターネットコンテンツセーフティ協会運営体制



児童ポルノ対策のこれまでの経緯とICSA

児童ポルノ問題とインターネット

1960年代

北欧諸国から書籍などの形態で、西欧北米に流入
その後、議論に



1980年頃
まで

北欧諸国で法規制、西欧北米では、法規制と関税による対応で一応の沈静化がなされる



1980年代
後半

インターネットの登場により、画像データとして児童ポルノを非物理的に伝播することが可能に



2000年頃
から

普及率やブロードバンドから、再び問題として顕在化



児童ポルノ

国際的な議論等では「Child Sexual Abuse Material（児童性的虐待コンテンツ）」という言葉を用いることが多いが 日本では「児童ポルノ（Child Pornography）」として語られることが多い

参考文献

Richard Wortley and Stephen Smallbone,
"Internet Child Pornography: Causes, Investigation, and Prevention",
Praeger Publishers Inc.

1994年

児童の権利条約に日本が批准

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を、児童の人権の尊重及び確保の観点から規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択、1990年に発効しました。

1996年

第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議（ストックホルム）「宣言」および「行動のための課題」の採択

2001年

第2回児童の性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）

情報の伝達や交換、ネットワーク化を通じ、新しい技術のネガティブな側面、特に、インターネット上の児童ポルノに取り組むために適切な措置をとることに合意。

2008年

第3回児童の性的搾取に反対する世界会議（リオデジャネイロ）において、被害者保護の観点から、市民がインターネット上の児童ポルノサイトにアクセス・閲覧する行為を法律で禁止するよう各国政府に求めることを内容とする共同宣言を採択。

国内の動き

2009年
2月

総務省・インターネット上の違法有害情報への対応に関する検討会の議論から

- ・ 安心ネットづくり促進協議会発足
- ・ 児童ポルノ対策作業部会を設置
- ・ 法的問題・技術対策を検討

2009年
6月

警察庁・総合セキュリティ対策会議の提言から

- ・ 児童ポルノ流通防止協議会発足

2010年
7月

犯罪対策閣僚会議にて児童ポルノ排除総合対策決定

- ・ 平成22年度実施を目指したブロッキングの導入に向けた諸対策の推進
- ・ **児童ポルノURLリスト管理団体設置の推進** ・ 通信の秘密との関係整理
- ・ 表現の自由に十分配慮 ・ ISP等の関連事業者が自主的に実施できるよう推進
- ・ 一般ユーザに対する広報 ・ 啓発

2011年
2月

一般社団法人
インターネットコンテンツセキュリティ協会設立



インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）について

役員体制		
代表理事	立石 聡明	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長
副代表理事	三膳 孝通	一般社団法人テレコムサービス協会 運営幹事会幹事、企画広報委員長
理事	青木 幸太郎	LINEヤフー株式会社 戦略渉外本部 参事
理事	板橋 優樹	グーグル合同会社 公共政策部 マネージャー
理事	北林 大昌	一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
理事	小林 直樹	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 理事
理事	山田 英嗣	ソフトバンク株式会社 渉外本部 通信サービス統括部 統括部長
理事	山本 雄次	KDDI株式会社 シニアディレクター 渉外・広報本部副本部長 兼 渉外統括部長
監事	福山 佳子	株式会社NTTドコモ 法務部 担当部長

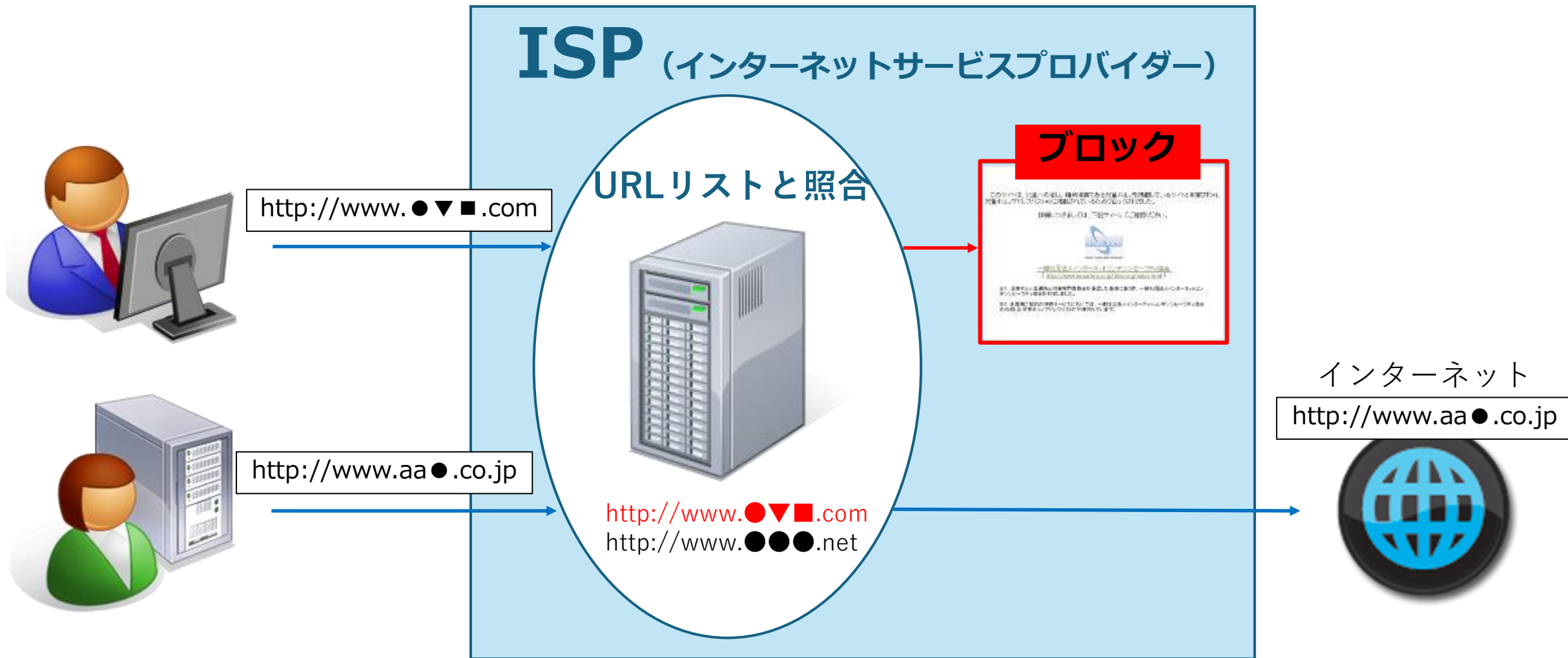
2025年6月現在の役員構成

運用検証委員会について

ICSAでは、アドレスリスト作成の運用状況を検証する「運用検証委員会」を年1回開催しております。
運用検証委員会では、ICSAにおけるリスト管理業務が、「アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン」に則って適正に為されている事をご確認いただくほか、アドバイザーの判断が割れた個々の画像等についてどのように判断するか等を検討します。

運用検証委員会構成員 (敬称略)		
委員長	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
委員	中井 裕真	公益財団法人日本ユニセフ協会 広報・アドボカシー推進室室長
	長瀬 貴志	山崎法律事務所 弁護士
	丸橋 透	明治大学法学部 教授
	宮本 潤子	ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表
	弓倉 整	弓倉医院 院長
	横谷 進	福島県立医科大学 放射線医学健康管理センター 特任教授
法律顧問	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所

児童ポルノブロッキングとは



利用者がアクセスしようとしたURLを、あらかじめ準備した児童ポルノコンテンツのURLリストと照合し、一致した場合は、強制的にブロック画面を表示させ、コンテンツの閲覧を防ぎ、児童の人権を守る施策

ブロッキングの法的整理 違法性阻却事由について

ブロッキングは通信の秘密を侵害する行為だが、正当行為、正当防衛、緊急避難などの違法性阻却事由があれば例外的に通信の秘密を侵すことが許容される。違法阻却事由とは、通常であれば違法である行為が違法にならないような特別の事情をいう。児童ポルノのブロッキングは「緊急避難（刑法第37条）」が成り立ち、違法性が阻却されると考えられる。

緊急避難が認められる要件

- 現在の危険

児童ポルノの公然陳列による「危険」はあるか

危険に「現在性」（誰でもアクセスできる状態が続いている）はあるか

- 補充性

ブロッキング以外の避難行為に、採るべきより侵害性の少ない手段が存在しないこと。

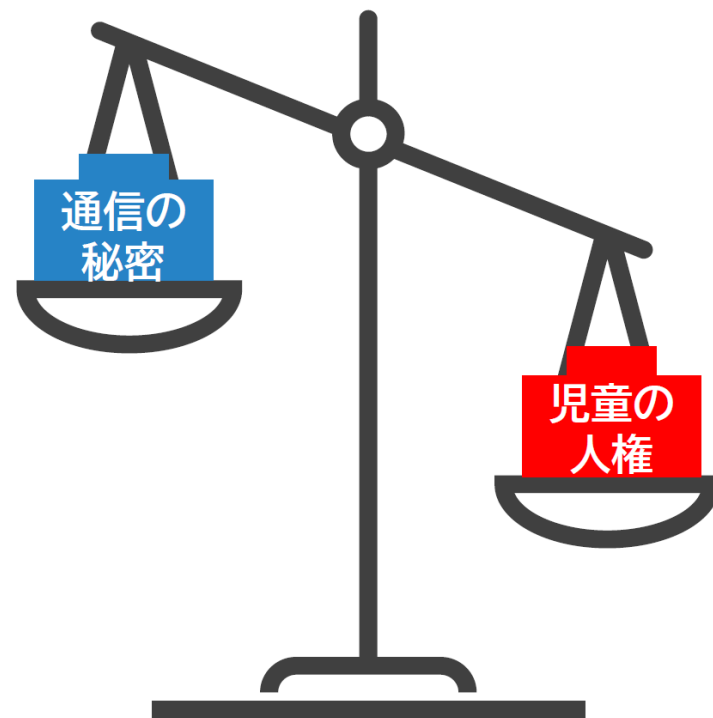
ブロッキングよりも優先される対策としては下記のようなものがある

児童ポルノ情報の削除

発信者の検挙

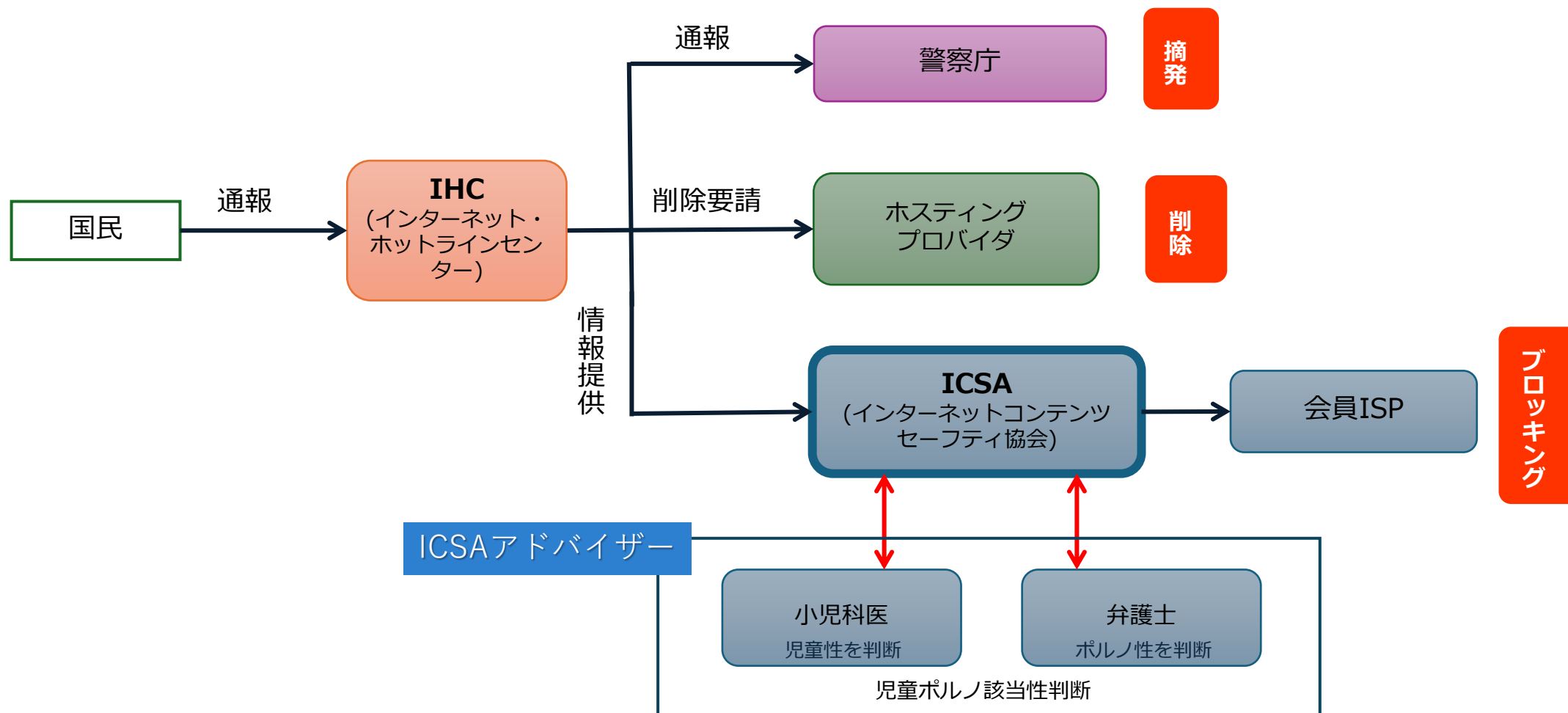
- 法益の権衡

通信の秘密は、重要な憲法上の権利だ。一般に、児童ポルノの被写体となった児童が受ける侵害は重大かつ深刻であり、児童ポルノがWeb上において広く多数人の目にさらされている状態は、生命又は身体に対する重大な危険に比肩しうるものと考えられる。



検挙や削除が著しく困難である場合に、より侵害性の少ない手法・運用で、著しく児童の権利等を侵害する内容のものについて実施する限り、侵害性の少ない手法と考えられるブロッキングを実施することによりサイトへのアクセスを抑止することは許容されるものであると考えられる。

ブロッキング実施までの流れ



インターネットホットラインセンターに寄せられた通報の中で「児童ポルノ」と思われるものがICSAに情報提供される。その後、ICSAでは基準に則り、ブロック対象を選定。その際にICSAでは判断に迷うものをアドバイザーに判断を依頼。

アドレス管理運用業務の歩み

2011年
4月

児童ポルノ画像が掲載されたサイトのブロッキングなどの流通防止の取り組みを開始（当初のブロッキング対象は1号、2号児童ポルノのみ）

2011年
11月

3号児童ポルノにおいて特に児童への性的虐待が明白な画像について、悪質3号児童ポルノとしてアドレスリスト掲載を開始

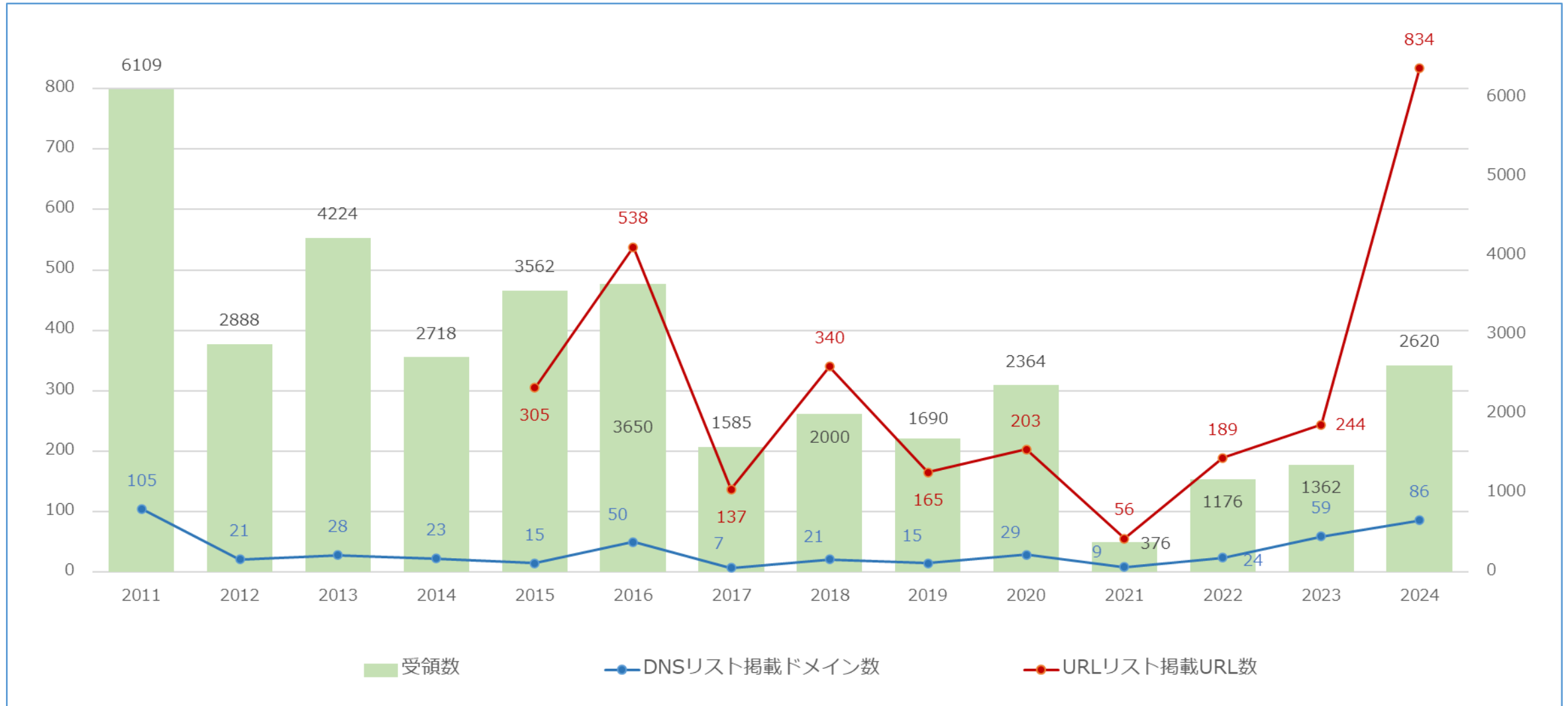
2015年
12月

DNSブロッキング方式以外のブロッキング方式を採用する事業者向けに、URL単位のアドレスリストを提供開始

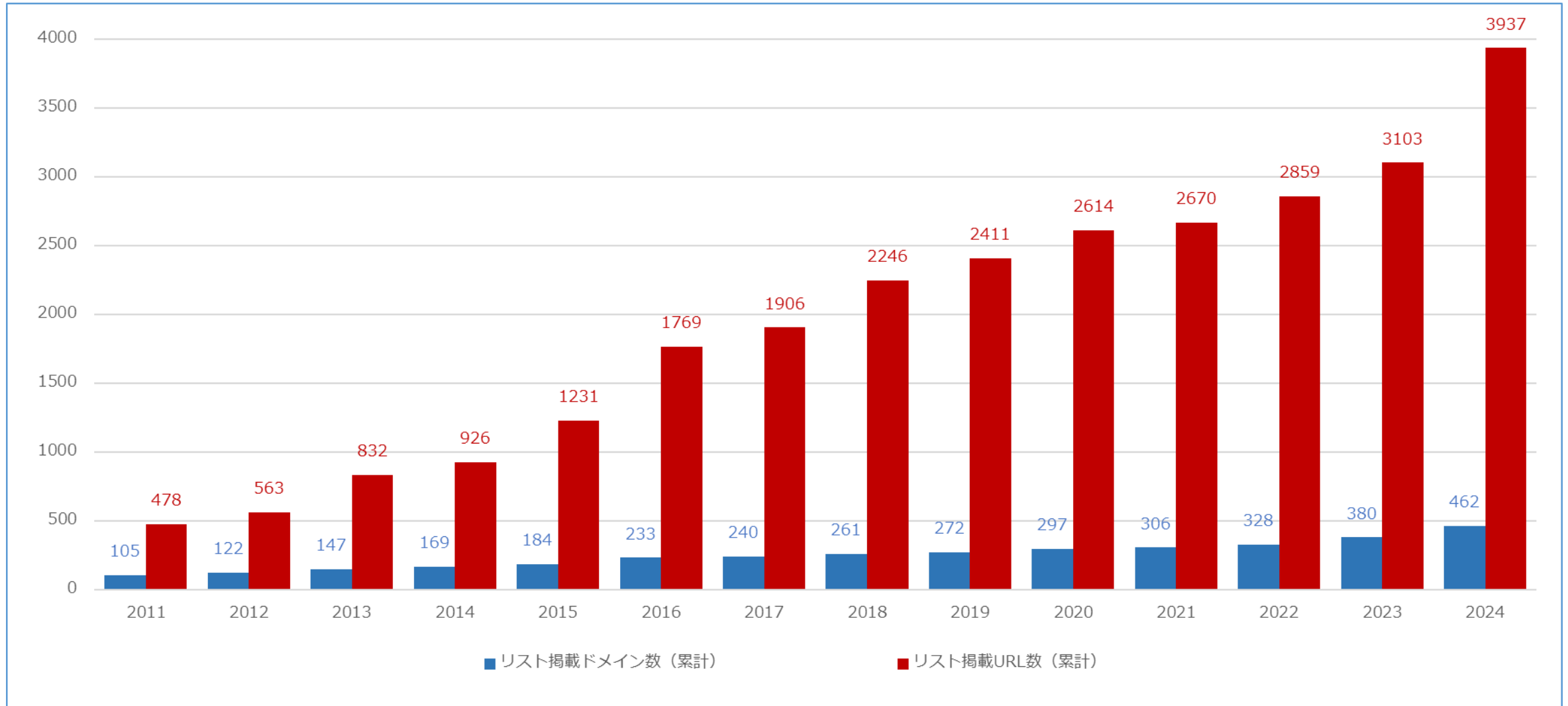
2023年
6月

悪質3号児童ポルノの要件を改定

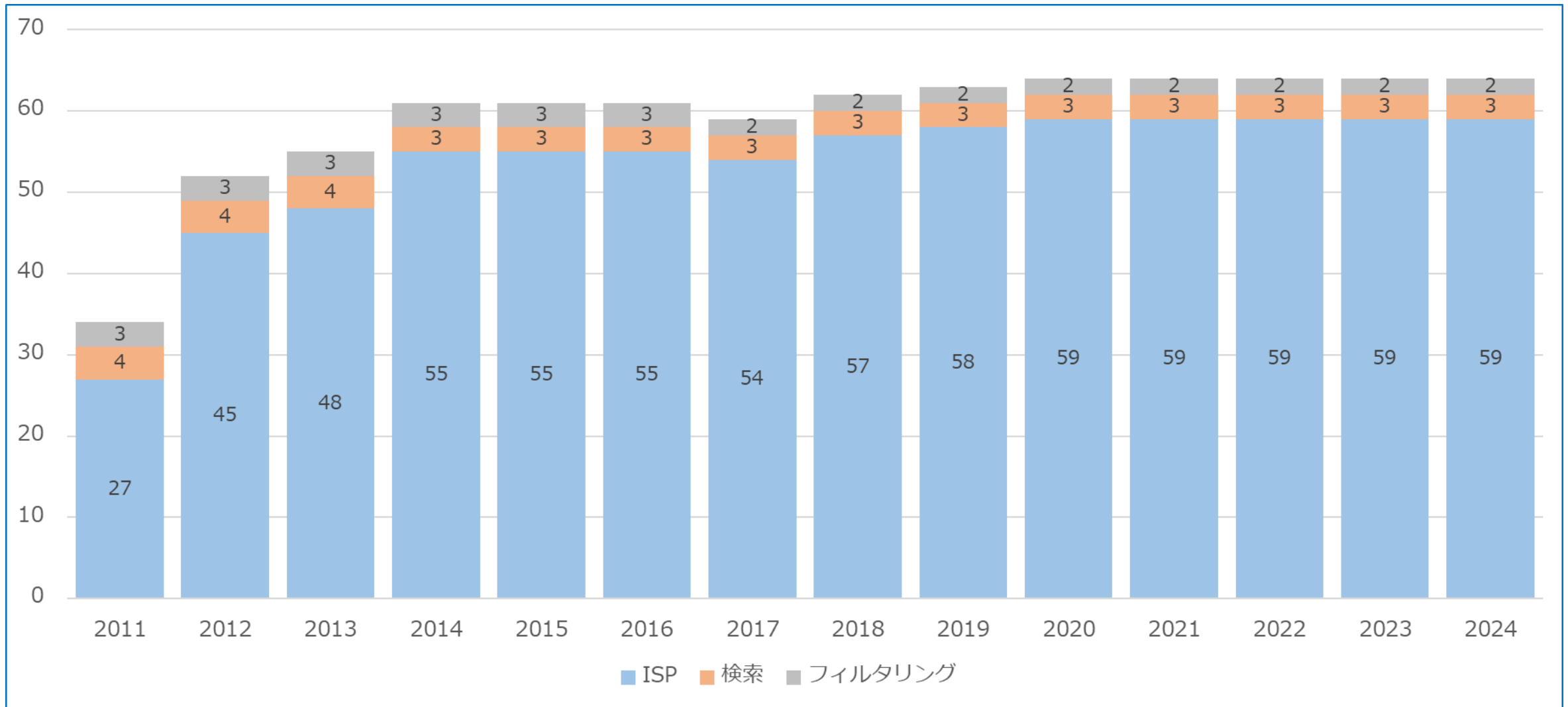
統計資料 児童ポルノアドレスリスト掲載数推移



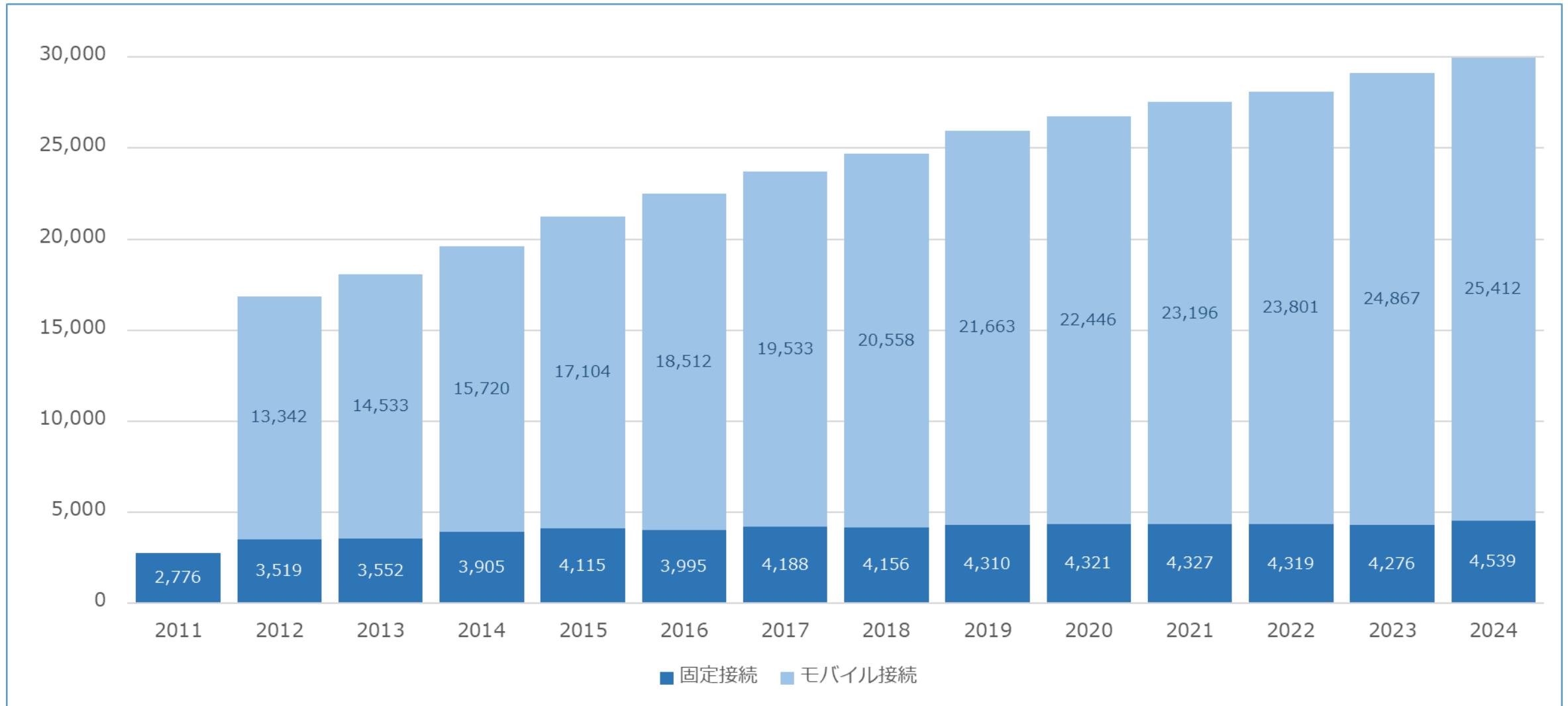
統計資料 児童ポルノアドレスリスト掲載数推移



ブロッキング実施事業者数の推移



ブロッキング実施事業者 契約数の推移



誰もが笑顔でいられる社会を実現するために、
安全なインターネット環境の実現に努めています。



Internet Content Safety Association

<http://www.netsafety.or.jp/>